

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に関する 指定管理施設の対応に関する参考情報の発信

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染者拡大については厚生労働省をはじめ各関係機関より様々な情報が出されているところです。

公の施設における臨時閉館、事業実施などの判断や適否についてはそれぞれ検討されていることと思いますが、その判断基準について悩ましいと思われる方もいらっしゃると思います。

一般社団法人指定管理者協会では、この度の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の状況を受け、公の施設の管理運営に関する判断の参考となる情報を発信します。

公の施設での対応に関すること

各施設の対応・判断については指定管理者の独断で判断せず、施設を所有・所管する地方公共団体（自治体など）と予め協議を行ってください。なお、臨時の措置を講じる際には、当該施設の管理に係る条例、条例施行規則をはじめとした各種法令、管理運営業務に関して締結した基本協定書及び年度協定書などに定められている事項を前提とし、その上で個別対応が必要となる場合は協議及び双方の合意が前提となります。

特に利用者の安全衛生に関することだけでなく、施設に従事する者（再委託先などを含む全ての関係者）の安全衛生に関しても配慮してくださるようお願いいたします。

【講座、事業、イベント等の開催判断について】

講座、事業、イベント等の開催の判断を検討する際は、以下に留意して判断の検討を行うことを推奨します。

1. 施設責任者、施設に従事する者などが独自、独断で検討・判断をせず、社内・団体内、所管部門と早めに協議を行うこと
2. 実施日などを踏まえ時系列でラインを設定・確認し、いつまでに結論を出し、どうPRするかの手順を検討すること
3. 開催するかどうかの判断基準をあらかじめ定めておくこと
4. 中止・延期の決定をした際、その後のフォロー体制、費用等の負担、キャンセルポリシー（施設利用料金、参加費の返金）等は何が必要かを検討しておくこと
5. 開催する場合、安全対策をしっかりと講じること。また、それを事前・事中にホームページ

- ジヤ SNS、また施設・会場等で告知を行うこと
- 出来るだけ早期に現状を関係者と共有し、情報公開を積極的に行うこと
 - 厚生労働省及び政府、関係機関が発信する情報について、常に新しい情報の収集に努めること

【施設内、従業員の感染予防・防止策として】

- ・ 体調管理の徹底（十分な睡眠、休養、バランス良い食生活）
- ・ こまめな手洗い（洗浄液等の使用による）、手洗い消毒液の使用、うがいの徹底
- ・ 咳エチケットを行うこと（マスクが入手しにくい状況ですが、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることも有効です）
- ・ 適度な湿度を保つこと
- ・ 出退勤時の体調チェック
- ・ 倦怠感を感じる従業員がいる場合は初期症状のうちに休みを取らせること

<参考資料>

■厚生労働省

新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項（一部抜粋）

「イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。」

出典：厚生労働省ホームページ

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>

- ・ 国民の皆さまへのメッセージ 新型コロナウイルスの感染症対策と相談・受診の目安

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安※関連リンク（首相官邸 HP）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

- ・ (啓発資料) マスクについてのお願い

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594878.pdf>

- ・(啓発資料) 手洗いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>

- ・(啓発資料) 咳エチケットについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>

■首相官邸

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部(第14回) 令和2年2月26日

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202002/26corona.html

- ・新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

- ・感染症対策特集～様々な感染症から身を守りましょう～

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

■東京都(2020/2/26)

(第10回) 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1007288/1007378.html>

新型コロナウイルス感染症に対する集中的取組

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/007/378/2020022601.pdf

(以下は資料を一部抜粋して掲載)

集中的取組 II - ①感染拡大の防止(イベントの延期・中止、都立施設の対応等)

- ① 都主催イベントの原則、延期・中止【所管局:政策企画局等】

○「都主催イベントの取扱いについて」により、2月22日から3月15日を拡大防止の重要な期間として位置づけ、都主催イベントを以下の対応方針に基づき延期・中止

【屋内のイベント】

- ・大規模なもの、食事を提供するもの・・・原則、延期又は中止

※屋内の大規模なイベントで、この期間に実施する必要がある、実施日の変更が困難なものは、感染リスクへの必要な対策をとり、実施

【屋外のイベント】

- ・食事を提供するもの・・・原則、延期又は中止

【その他のイベント】

- ・リスク評価を行い判断

(開催規模・場所、期間・時間、参加者同士の距離、参加者の特性等)

- ・実施の場合は、感染リスクへの必要な対策を十分に講じることを条件

・必要な対策が十分に実施できないと判断される場合は、延期 など

② 都民利用施設における対応【所管局：総務局等】

○「都主催イベントの取扱いについて」の考慮事項並びに施設休止時の影響等を踏まえ、施設の休止を判断

【例】

・都立スポーツ施設における個人利用（室内で器具等を共用するトレーニングジム等）については、3/15 まで 利用を中止する。順次、ホームページ等で案内する予定

・職員食堂の混雑緩和

一般利用客に、混雑時間帯の利用を控えていただくよう、協力を呼びかけ職員の昼休みの分散化をさらに拡大し、混雑時間帯の利用を回避

（現行 11 時半～ 13 時半まで 11 時～ 14 時まで（予定））

○不特定多数の都民が訪れる都の施設について時間短縮、混雑緩和、休館等の対応を検討（都庁展望室など）

○窓口における対応

・窓口において利用者による待機列が見込まれる場合に、電子申請の推奨や整理券配布等、利用者同士の接触を極力回避するよう運営方法を工夫

・窓口業務を行う職員等のマスクの着用や手洗い、うがい等を引き続き徹底

○都庁舎等の入口前に消毒液設置、石鹸の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示

【例】 都庁舎においては、日本語、中国語、英語の 3 か国語により注意喚起を掲示

■ミュージアム施設における対応状況（Facebook）

ミュージアムの新型コロナウイルス対応情報共有

https://www.facebook.com/groups/134158111220963/?epa=SEARCH_BOX

以上